

浜松市手話奉仕員養成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害者等の福祉に理解と熱意のある手話奉仕員の養成講座（以下「講座」という。）を実施することに関する必要事項を定め、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図り、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業の主体は、浜松市とする。

(受講の対象者)

第3条 講座受講の対象となる者（以下「対象者」という。）は、浜松市に居住する者、又は浜松市に勤務する者とする。

(対象者の募集)

第4条 市長は、講座の開催について広報誌により公募する。

(講座内容)

第5条 講座は、厚生労働省の定める手話奉仕員養成カリキュラムに従って、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 昼間及び夜間とも1講習2時間とし、46回とする。

(講座講師)

第6条 講座の講師は、浜松市職員、聴覚障害者等、登録手話通訳者とする。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。